

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第19条の 2 児童福祉係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 家庭児童相談・女性相談支援室に関すること。

第19条の 2 子育て支援係の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。